

(六)

一、工場法中扶助料規定一部改正に關する件

提出 神奈川製材労働組合
(木村萬一郎)

二、失業保險法制定要求に關する件

(五二一號)

提出 神奈川製材労働組合
(齋藤 勇)

失業者救濟即時實施要求の件。

提出 東京革工組合

實行方法

- 一、演說會を全国的に開催し、大示威運動を行ひ政府に迫ること。
- 二、各大臣に決議をつきつけること。
- 三、新任役員に一任し、最も辛辣効果的なる運動を行はしむ。

三、失業對策臨時議會招集要求の件

提出 神奈川聯合會

理由

我國現下の失業問題は、日を逐ふて益々深刻化し、國民生活上の一大危機を招來しつつある。これ、即ち現内閣の失政の致す處にして單なる世界的不況によるものではない。故に失業問題解決は、労働者を解雇しこれを失業せしめんとする、一資本家に對する經濟的抗争によつてのみ解決し得ざる状態にまで到達した。我等茲に於て、失業對策のため臨時議會を招集して、此の國家的危機に對する緊急對策を講ずるは、現内閣

(五)